

陳情第156号	受理年月日	令和元年12月2日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	市営住宅使用料減免実施要綱の一部変更について	
要旨	<p>北九州市営住宅使用料及び保証金の減免又は徴収猶予実施要綱の第2条第2項第2号では、新規入居世帯で入居期間が1年未満の場合は減免申請を承認しないとされている。</p> <p>本件は、2019年11月12日に新規入居した世帯であるが、収入は1月78,900円で家賃は12,300円である。減免申請が認められれば約3,000円となる。</p> <p>本世帯の生活保護基準額は87,850円であるが、本人は生活保護申請をしないで頑張っている。</p> <p>公営住宅法第16条第5項では、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができることされており、入居期間が1年未満の場合、減免申請を不承認とせよとはしていない。</p> <p>ついては、本実施要綱第2条第2項第2号以外の各号は適正と思われるが、第2号については早急に削除していただきたい。</p>	